

取扱注意

G7 広島サミット消防特別警戒

特別警戒本部

(三原市消防本部)

警戒計画

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

目次

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第3	消防特別警戒期間	1
第4	警戒区域	1
第5	特別警戒本部の設置場所等	1
1	特別警戒本部の設置場所	1
2	空港警戒隊の進駐拠点及び構成	1
第6	組織等	2
1	組織	2
2	特別警戒本部長	2
3	任務	3
4	情報通信体制	4
第7	警戒対策	5
1	空港警戒隊の出場体制及び指揮等	5
2	増強出動隊等の要請	5
3	出動指令	5
第8	予防対策	
1	サミット関連施設等の巡回警戒	5
2	立入検査等	5
3	統括警戒本部への情報連絡内容	5
第9	勤務等	6
1	特別警戒本部における勤務	6
2	勤務交替及び資機材点検等	6
3	統括警戒本部への定時報告等	6
4	服装	6
5	関係機関等の連絡先	6

第10	その他留意事項	6
1	関係機関等との連携	6
2	その他	6

第1 目的

この計画は、特別警戒本部（三原市消防本部）の運営に必要な事項を定め、警戒区域内での要人等の動向に係る情報収集及び発生する災害への対応を迅速かつ的確に行うための体制を確保することを目的とする。

第2 用語の定義

この計画における用語の定義は、「警防計画」、「予防計画」及び「G7出動計画」に定めるところによる。

第3 消防特別警戒期間

2023年5月16日（火）～5月22日（月）

ただし、要人の動向等により警戒期間を変更する場合がある。

第4 警戒区域

三原市消防本部管轄区域のうち、広島空港及びその周辺地域並びに要人の移動経路とする。

第5 特別警戒本部の設置場所等

1 特別警戒本部の設置場所

三原市消防本部（三原市宮浦町一丁目22番2号）

2 空港警戒隊[※]の進駐拠点及び構成

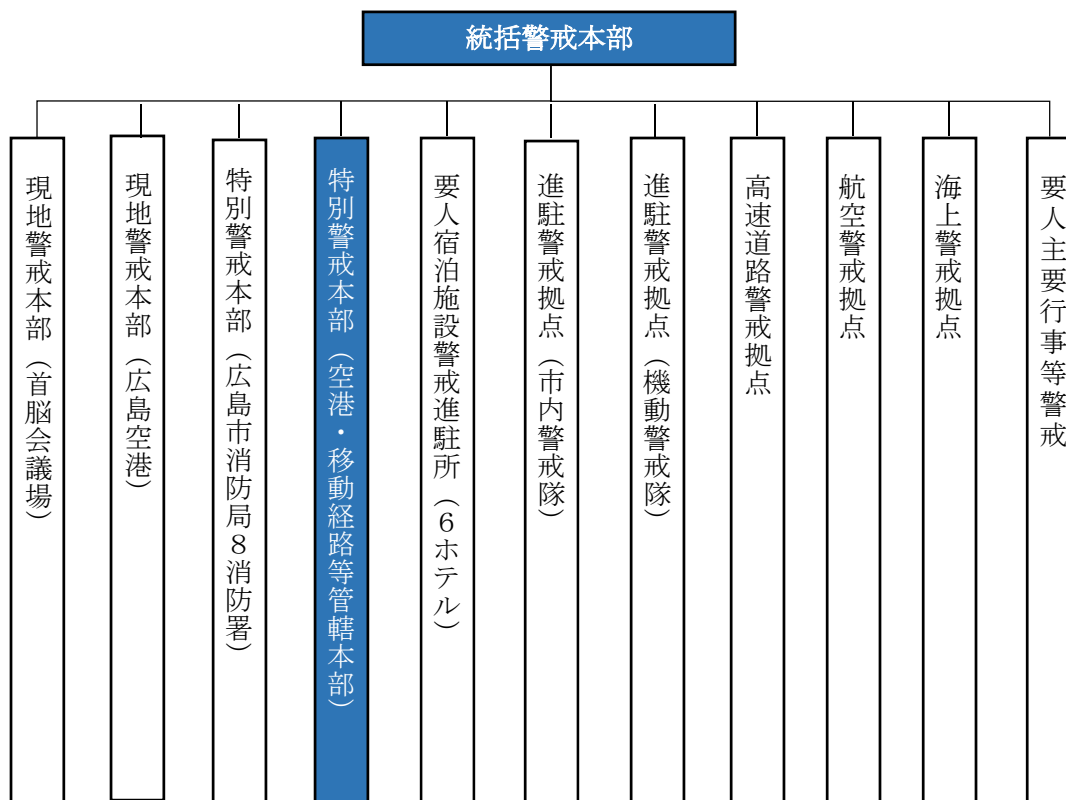
「現地警戒本部（広島空港）警戒計画」に定めるところによる。

※ 空港警戒隊のうち、高速道路警戒を兼務する警戒隊を含むものとし、以下同じ取扱いとする。

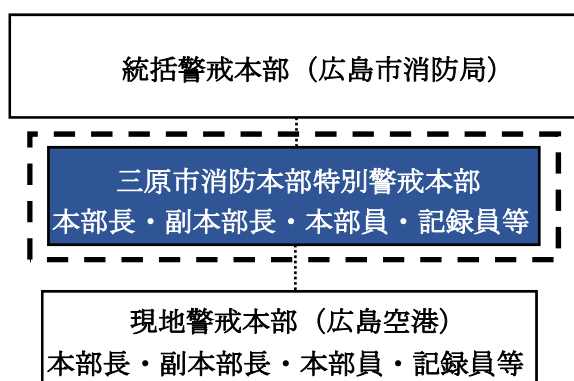
第6 組織等

1 組織

(1) 全体組織図



(2) 特別警戒本部組織図



2 特別警戒本部長

本部長は、三原市消防本部消防長とする。

3 任務

(1) 特別警戒本部の任務

- ア 特別警戒本部の運営
- イ 統括警戒本部への各種報告
- ウ 各本部等との連携
- エ 通常配備隊の管理
- オ 警戒隊等への出動指令※
- カ 災害発生時の必要な対応
- キ 関係機関からの情報収集
- ク 各種情報の整理
- ケ サミット関連施設等の巡回警戒及び立入検査
- コ 要人等の動向及び滞在情報等の収集
- サ その他の特命事項

※ 尾道市・三原市消防指令センターで実施

(2) 任務分担

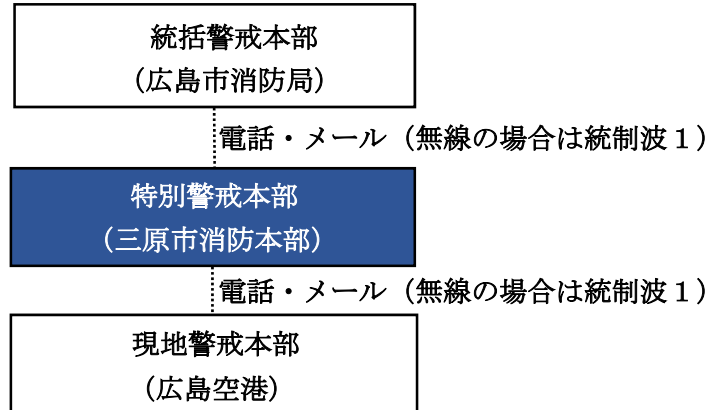
任務	役職	人員数	任務内容
本部長	消防長	1	1 特別警戒本部の統括管理及び運営 2 その他必要な事項
副本部長	消防次長 (予防課長)	1	1 特別警戒本部の統括管理及び運営補佐 2 その他必要な事項
情報収集員	総務課員 警防課員	総務課員1 警防課員1	1 要人等の動向、滞在情報の収集 2 統括警戒本部及び現地警戒本部への情報 伝達 3 その他必要な事項
記録員	予防課員	1	1 災害状況、要人の移動状況などの記録 2 その他必要な事項
出動指令員	指令係員	1 (隔日)	1 警戒隊等への出動指令 2 災害発生時の関係機関への連絡 3 災害情報の収集及び伝達 4 その他必要な事項
空港警戒隊		「現地警戒本部 (広島空港) 警戒計画」のとおり	
予防警戒要員	予防課員	1	1 サミット関連施設等の巡回警戒 2 必要に応じた立入検査及び是正指導 3 その他必要な事項
計		7	-

4 情報通信体制

使用機器は、平時に運用する各種機器（無線機等）のほか「情報通信要領」に定めるところによる。また、当該機器等の運用に関しても、同要領によるものとする。

(通信系統図)

《通常時》

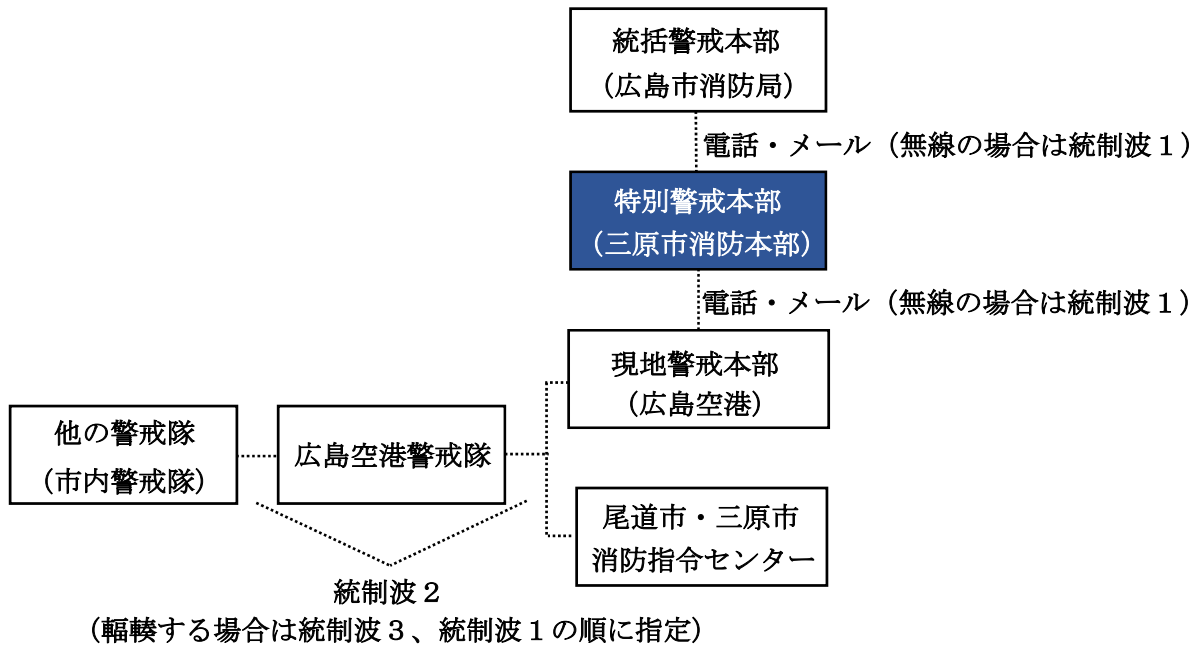


※ I P 無線機

【NBC 災害時】 事前に Ch 設定されたグループ内で使用。

【高速道路災害時】 他の高速道路警戒隊との交信に使用。

《災害時》



第7 警防対策

1 空港警戒隊の出動体制及び指揮等

「現地警戒本部（広島空港）警戒計画」及び「高速道路警戒拠点警戒計画」に定めるところによる。

2 増強出動隊等の要請

災害の状況により、既に出動している空港警戒隊のみによる消防力では対応が困難であると判断した場合又は現地警戒本部長から増強出動が必要である旨の連絡を受けた場合、特別警戒本部長は、統括警戒本部（作戦班）に対して必要な警戒隊等の出動を要請するものとする。

また、災害出動等により、サミット警戒体制の維持が困難となった場合、特別警戒本部長は、統括警戒本部（作戦班）に対して必要な警戒隊等の移動配備を要請するものとする。

3 出動指令

空港警戒隊等への出動指令は、平時に運用する通常の指令システム及び消防特別警戒用に別に調達する指令システム（以下「G7指令システム」という。）により行うものとする。

《各システムの使用区分》

隊種別	通常の指令システム	G7指令システム
通常配備隊	○	-
G7専属隊※	×	○

※ サミット関連災害への対応に専属する隊

第8 予防対策

1 サミット関連施設等の巡回警戒

サミットの開催に伴い、平時に比べ利用者が増大することが予想される施設等を対象に、避難経路の確認等を行うため、必要に応じて巡回警戒を行うものとする。

2 立入検査等

管轄区域内に所在する施設等へ要人が訪問することが判明した場合、原則として要人訪問前に当該施設の立入検査を行い、必要に応じて是正指導を行うものとする。

なお、上記要人情報については、統括警戒本部（情報班）及び特別警戒本部が相互に連絡を取り、必要な情報共有を図るものとする。

3 統括警戒本部への情報連絡内容

前記1及び2の実施状況等その他必要な事項とする。

第9 勤務等

1 特別警戒本部における勤務

- (1) 勤務時間等は、「三原市消防職員服務規程」に定めるところによる。
- (2) 通常業務と並行し、サミット警戒に当たる。
- (3) 関係機関等から入手した必要な情報について、統括警戒本部に対して的確に伝達する。

2 勤務交替及び資機材点検等

- (1) 隔日勤務者（通常配備隊）の勤務交替及び事務引継ぎは、通常通りとする。
- (2) 前記(1)の事務引継ぎ内容は、要人の移動状況等を追加するものとする。
- (3) 勤務開始後、車両及び資器材の点検を行うとともに、資器材の員数確認を併せて行うものとする。

3 統括警戒本部への定時報告等

「警防計画（第7-9）」（「様式1～5」等）に定めるところによる。

《様式1》人員機械等報告書

《様式2》警戒日誌

《様式3》重要情報報告書

《様式4》災害状況報告書（火災・その他）

《様式5》災害出動結果報告書（火災・救急・その他）

※ 特別警戒本部長が当該本部要員及び予防警戒要員の情報を取りまとめ、報告する。

4 服装

「特別警戒共通事項」に定めるところによる。

5 関係機関等の連絡先

「統括警戒本部活動要領」に定めるところによる。

第10 その他留意事項

1 関係機関等との連携

関係機関との情報交換等を綿密に行うなど、必要な連携を図るものとする。

2 その他

本計画に定めのない事項については、「警防計画」、「予防計画」その他G7広島サミットに関する各種計画及び要領等によるものとする。